

**医療用医薬品卸売業公正取引協議会
令和 3 年度事業計画**

当協議会は、公正競争規約（以下、規約）の目的を確保するために、実態に即した規約の運用を行い、周知及び理解を高めて規約違反の未然防止に努めてきた。

今年度は、規約の周知及び理解をさらに高めるために研修システムを新たに構築し、規約の遵守を強化し規約違反の未然防止への取り組みを一層推進する。

また、公正な取引に関する法令の研究及び研修による啓発活動の取り組みを引き続き推進する。

そのための具体策として、本年度は次の 3 つを重点事業とし、事業項目ごとに以下の施策を推進する。

（重点事業）

- 1. 公正競争規約の周知及び遵守徹底による違反の未然防止**
- 2. 公正取引に関する法令の理解促進及び普及**
- 3. 関係行政機関、関係団体、卸売業連合会との連携及び連絡調整**

（施 策）

1. 公正競争規約の周知及び遵守徹底による違反の未然防止

（1）公正競争規約の周知及び理解促進

- ① 公正競争規約研修において、公正競争規約の周知及び理解促進を図る。
- ② 研修資材等は、ブロック・地区会研修担当者が活用できるように図る。
- ③ MS 必携ハンドブック、解説書（第 6 版）、公正取引協議会のご案内等の頒布資材の活用を図る。

（2）公正競争規約研修の実施

- ① 研修のテーマ及び内容は、本部が作成する。
- ② 研修方法は、地区会及び構成員企業の要望等に応える方法で実施する。
- ③ 研修資材等は、ブロック・地区会研修担当者が活用できるものにする。
- ④ 地区会会員構成員企業の社内研修の実施を推進する。
- ⑤ 社内研修は全職種（営業・薬事・法務・総務・物流等担当者等）を対象に実施することを推進する。

（3）研修担当者の設置

- ① ブロック・地区会及び構成員企業は、支店、営業所等に研修担当者を設置する。
- ② 研修担当者は、地区会及び構成員企業の研修を運営する。

(4) 研修会講師の設置

- ① ブロック・地区会及び会員構成員企業の支店、営業所等に研修会講師を設置する。
- ② 研修会講師は、地区会及び会員構成員企業（支店・営業所単位）の研修会講師を担当する。

(5) 普及及び啓発活動の充実

- ① 事前相談業務の活性化を図る。
- ② 頒布資料の作成及び有効活用の普及を図る。
 - 1) 「医療用医薬品卸売業公正競争規約解説書（第6版）」
 - 2) 「MS必携ハンドブック（令和2年度版）」
 - 3) 「公正取引協議会のご案内（令和2年度版）」
 - 4) 「医療用医薬品卸売業公正競争規約研修資料（令和3年度版）」
 - 5) 「医療用医薬品卸売業公正競争規約研修資料（Web版）」

(6) ブロック・地区会活動の充実

- ① ブロック・地区会の実務委員会の活性化及び実務委員による医療機関・医療業務関係者等に対して規約の広報活動を推進する。
- ② ブロック・地区会活動に関する情報収集並びに助言体制の整備及び強化を図る。
- ③ 先進的もしくは独創的なブロック・地区会活動事例の紹介及び普及に努め、協議会活動の全体的レベルアップを図る。

(7) 相談事案に対する対応

- ① 会員構成員企業の疑問解消に適切に対応する。
- ② 事前相談委員会の迅速な開催を図る。

(8) 申告事案に対する対応

- ① ブロック・地区会は、密接な連携及び的確な助言体制を確立し、違反行為等の正確な事実の究明を図る。
- ② 規約違反措置小委員会は、機能的運用を図り、公正競争規約、規約違反事案措置要領及び規約違反事案措置基準に基づく適正な措置を行う。

(9) 自主的改善報告の運用

- ① 会員企業が、自らの社内点検等で自社の規約違反行為を確認後、違反行為を中止した上、再発防止のため必要な社内体制を構じた場合
- ② 対象医療機関等に対して、今後同様の行為をしない旨を伝達した場合
- ③ 上記①及び②に該当した場合は規約違反の措置は取らない。

(10) その他

- ① 景品表示法の動向に関する研究等、消費者庁の取組の把握を引き続き行う。
- ② 消費者庁の施策及び要望等に的確に対応する。
- ③ 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会を始めとする医療関係公正取引協議会との間で、相互の規約運用に関する理解を深め連携体制の確立及び強化を図る。

2. 公正取引に関する法令の理解促進及び普及

(1) コンプライアンスの取り組み強化

「第19回独占禁止法研修会」を（一社）日本医薬品卸売業連合会との共催にて実施する。

日時：令和3年5月28日（金）総会終了後13:00～16:30

1部 演題：独占禁止法の事件考察（仮題）

講師：多田 敏明氏 弁護士 日比谷総合法律事務所

2部 演題：武田薬品工業におけるコンプライアンスの取り組み（仮題）

講師：溝口 裕章氏 武田薬品工業株式会社

エシックス&コンプライアンス部部長

(2) 公正な取引に関する法令等の研究

① 不当な取引制限及び優越的地位の濫用など独占禁止法関連の相談事例を研究する。

② 公正取引委員会の動向及び運用の実態の把握に努める。

3. 関係行政機関、関係団体及び卸売業連合会との連携及び連絡調整

(1) 公正取引委員会及び消費者庁等の関係行政機関との連絡調整

連絡調整を密に行い、規約の的確な運用を推進する。

(2) 厚生労働省医政局経済課との情報交換

公正競争規約の運用状況等について情報交換を行う。

(3) 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会との連携強化

① 本部・ブロック・地区会双方の階層で、一層緊密な連携を図る。

② 同協議会が新ルールの実行等規約運用の改善を図る取り組みを行うときは、その趣旨及び卸売業界が受ける影響等を検討し、当協議会の対応策定に努める。

(4) （一社）全国公正取引協議会連合会、他医療関連公正取引協議会等との連携

① （一社）全国公正取引協議会連合会の取り組みに積極的に協力する。

② 製造販売業・医療機器業・衛生検査所業公正取引協議会との間で一層の情報交換及び連携強化に努める。

(5) （一社）日本医薬品卸売業連合会との連携強化

連携を一層緊密にし、実効性のある事業の推進を継続して図る。

以 上